

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中央市長 望月 智

市町村名 (市町村コード)	中央市 (192147)
地域名 (地域内農業集落名)	豊富中部地区 (宇山平地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は現在基盤整備工事中であり、工事が完了した農地と工事中の農地が混在している。工事の完了している農地においては、既に営農を開始している農業者も存在する。また工事中の農地についても、完了後の農業者が概ね決まっている状況である。今後は工事の進捗により、担い手および自作者が順次営農を開始していく予定である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も担い手および自作者が営農を継続・継承していくことを前提とし、醸造用のブドウを中心とした果樹栽培を行う地域とする。大半の農地は担い手に継続的に貸し付けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の引き受けを表明している担い手に、工事の進捗に併せて順次農地を引き渡していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構を通じた契約締結とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
該当なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要が生じた段階で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③すでに営農を開始している担い手において、省力化のためのスマート農業を実施している。他の農家についても状況に応じて今後スマート農業の導入を検討・拡大していく。
- ④大規模に営農している法人が醸造用ブドウを栽培しており、将来的に醸造したワインを輸出する予定である。
- ⑤当地区内の主な作目がブドウ・モモとなっている。